

国立大学法人京都大学永年勤続者表彰規程の一部を改正する規程

国立大学法人京都大学永年勤続者表彰規程（平成十六年達示第八十五号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「日々雇用教職員」を「有期雇用教職員」に改める。

附 則

1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この規程の施行日の前日以前に日々雇用教職員として在職した期間は、改正後の第五条第二項に規定する有期雇用教職員として在職した期間とみなす。